

ご注意いただきたい事項

- この保険は、申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面での郵送によるお申出によりクーリング・オフ(お申込の撤回またはご契約の解除)をすることができます。
- ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業等について告知いただきます。T&Dフィナンシャル生命は告知いただいた内容に基づいてご契約をお引受けするかどうかを決定します。なお、ご契約時に告知いただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反としてご契約を解除させていただくことがあります。
- この保険は、契約者貸付のお取扱はできません。 ●この保険は、配当の分配のない仕組みの保険です。

ご契約の際には「設計書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

- 「設計書」は、ご契約に適用される積立利率・追加率等を記載しています。ご契約前に必ずご確認ください。
 - 「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。
- <「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例>
- クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について ●告知義務について
 - 責任開始期と契約日について ●保険金を支払わない場合について ●諸費用について ●解約と減額について
- くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

T&Dフィナンシャル生命は生命保険契約者保護機構に加入しております

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

お問合せ先

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「生涯プレミアムジャパン4」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「生涯プレミアムジャパン4」はT&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「生涯プレミアムジャパン4」の引受保険会社であるT&Dフィナンシャル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勧め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には、保険募集をしませんのでご了承ください。

(お問合せ、ご照会は)

[募集代理店]

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

2019年7月現在(No.05647)

(ご契約後のご照会は)

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客様サービスセンター] ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

316-19-B006(19-6-DNP) [登録番号 TDF-19-C-06 登録年月 19/07]

2019年7月版

2019年7月版

無配当終身保険(積立利率更改・Ⅱ型)

生涯プレミアム

PREMIUM JAPAN

ジャパン
4



契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命

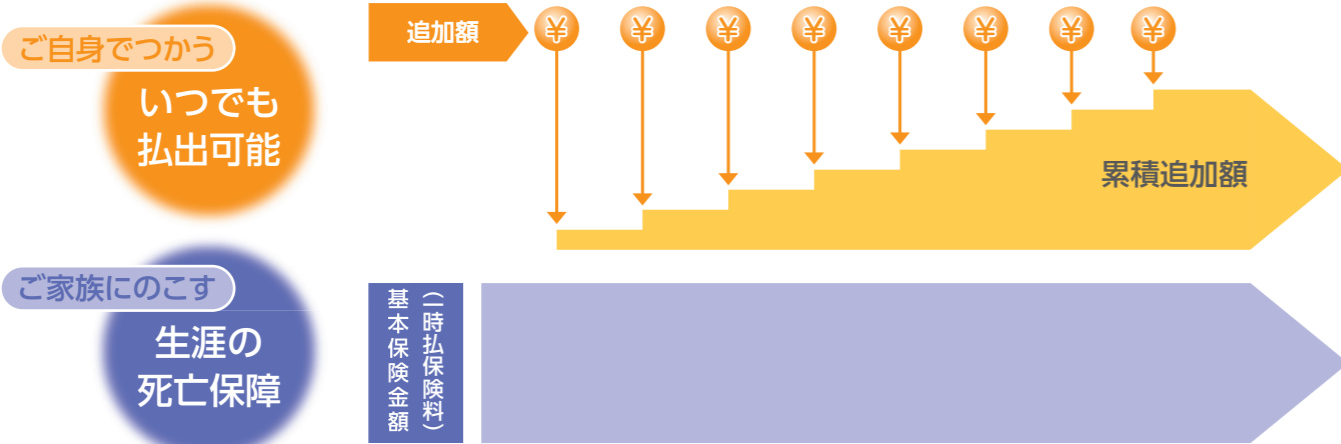
この保険の引受保険会社はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の募集代理店です。

ご自身でつかうお金とご家族にのこすお金を準備できる 終身保険です。

積立コース

くわしくは P3~4

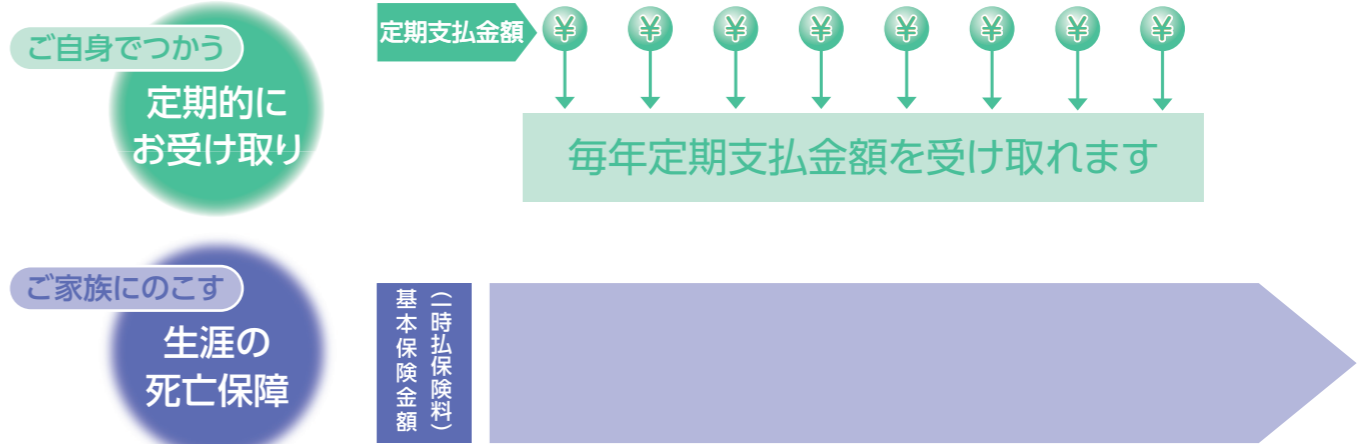
毎年の追加額を累積追加額に加算しつつ、生涯の死亡保障を確保していくコースです。累積追加額はご自身のライフスタイルにあわせて、いつでも払い出すことができます。



定期支払コース

くわしくは P5~6

毎年、定期支払金額を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保していくコースです。



相続や介護にもそなえることができます。

ご家族のためにそなえる相続

もしもの時は、一時払保険料以上を死亡保険金額としてご家族にのこすことができます。

【ご参考】

ご自身の築かれた大切な財産、万一のことがあった場合には

生命保険
を活用すると

受取人固有の財産として、
ご自身が決めた受取人へ
宛名をつけてのこすことができます。

死亡保険金は、必要書類が揃えば、速やかに
指定された受取人に現金で支払われます。

※保険金請求権は、判例上保険金受取人の固有の権利とされていますが、
相続人の中で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の権利とみなされ
ない可能性があります。

受取人による死亡保険金の請求手続き

現金のお受取

死亡保険金は、
「500万円×法定相続人の数」
までが非課税扱*となります。
(相続税法第12条)

*契約者と被保険者が同一で、死亡保険金
受取人が相続人の場合に限り。保険金を
受け取らない人、相続放棄した人も法定
相続人の数に含まれます。

税制については、2019年4月現在の内容
について記載しており、今後変更される
可能性があります。個別の税務など詳細に
ついてはお近くの税務署にご確認ください。

ご自身のためにそなえる介護

くわしくは P7

「介護年金支払移行特約」を付加することにより、公的介護保険制度の「**要介護1**」以上に認定された場合、
解約払戻金を原資として、死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたって受け取ることもできます。

【ご参考】

「要介護1」認定の目安

要介護1	食事や排泄など、時々介助が必要。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。
要介護2	食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
要介護3	食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。
要介護4	食事に一部介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がほとんどできない。
要介護5	日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介助が必要。意思の伝達がほとんどできない。

時々、食事を
手伝って
もらいたいわ…。



立ち上がった
り、歩く時に
フラフラ
するようにな
ったなあ…。



出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年 GO! (2016年7月改訂)」より T&D フィナンシャル生命作成

⚠️ この保険には金利変動リスクがあります

- 「生涯プレミアムジャパン4」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

⚠️ 諸費用について

- この保険に係る費用は「ご契約の締結に必要な費用」「ご契約の維持等に必要の費用」の合計となります。また、ご契約内容により「年金の支払管理等に必要の費用」をご負担いただく場合があります。くわしくは P.20 「注意喚起情報」をご覧ください。

※この商品パンフレットでは、追加額を累積追加額に加算するご契約を積立コース、定期支払特約を付加し定期支払金額を毎年お受け取りいただくご契約を定期支払コースとして記載しております。
※この商品パンフレットでは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「確定保険金額」を「累積追加額」として記載しております。
※イメージ図は、この保険をご理解いただくためのイメージであり、実際の商品内容とは異なります。商品内容の詳細については、P.3~7をご覧ください。

積立コース

ふやす 追加額・積立金額は着実に積み立てられていきます。

- 追加額・積立金額は国内金利を活用して、着実に積み立てられます。
- 国内金利を活用するため、為替の影響を受けずに資産形成を行なうことが期待できます。

■追加額 (契約日～積立利率更改日)

毎年の契約応当日に累積追加額に加算される金額で、つぎのとおり計算します。

$$\text{基本保険金額} \times \text{追加率}$$

■積立金額 (契約日～積立利率更改日)

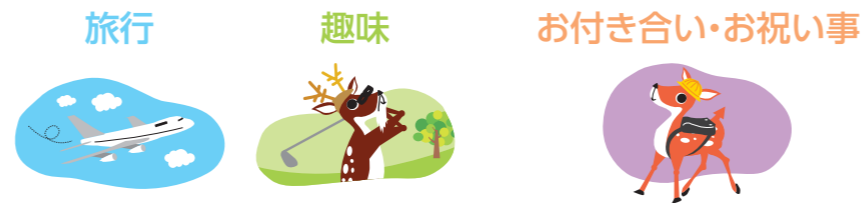
将来の死亡保険金をお支払いするために積み立てている金額で、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算されます。



つかう 積み立てた追加額を使えます。

- 積み立てた追加額(累積追加額)は、ことができるため、旅行や趣味などに使うことができます。
- ※払出ごとに所定のお手続きが必要と
- ※累積追加額はT&D フィナンシャル生数により計算されます。

例えば…



いつでもその全部を払い出すことができます。

なります。命所定の率を適用して経過年月

払い出した累積追加額は、「所得税(一時所得) + の合計が一時払保険料を超えるまでは課税されま

住民税」の対象ですが、払い出した累積追加額せん。くわしくは P.10 をご覧ください。

のこす 誰にのこすか決めておくことができます。

- あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金で速やかに受け取れるので、相続税の納税資金や葬儀費用等の当座資金としてつかうことができます。
- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、死亡保険金は、 $[500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}]$ までが非課税扱となります。くわしくは P.24 [注意喚起情報 11税金のお取扱について]をご覧ください。



仕組図(イメージ)

仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

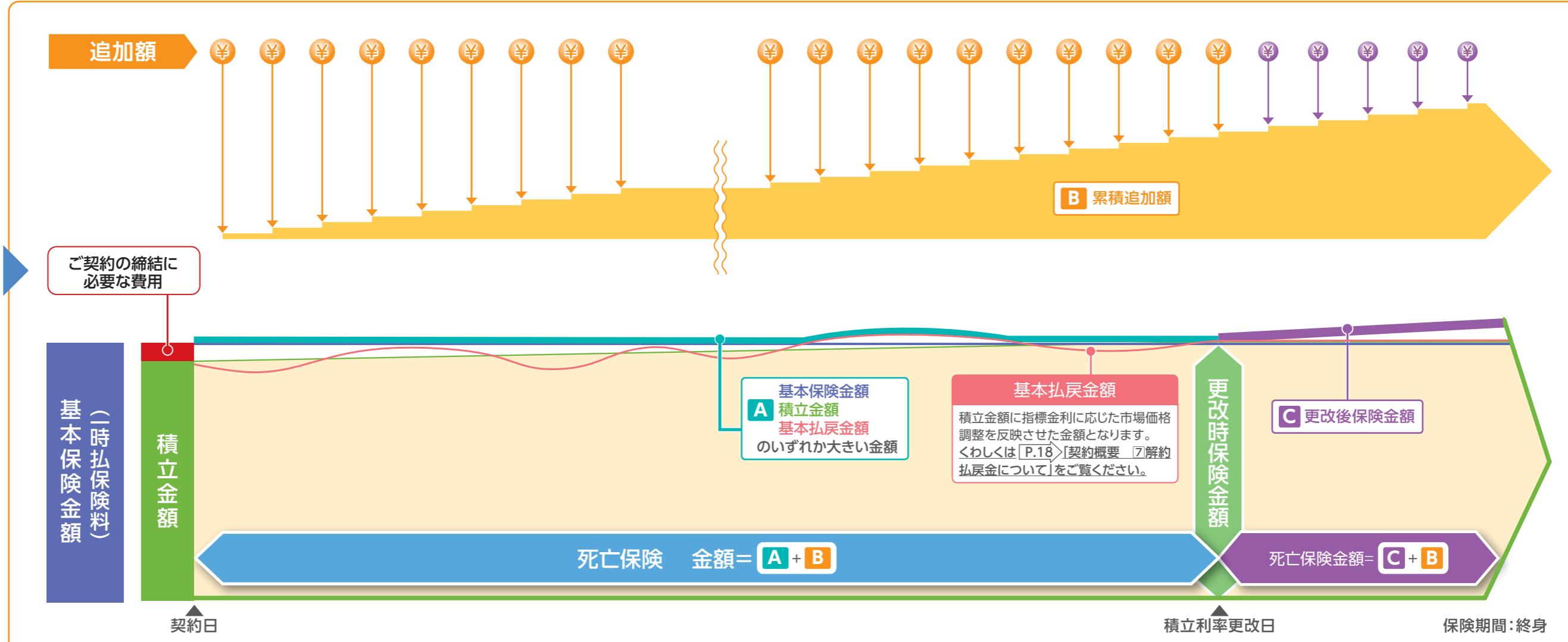
ご契約の締結に必要な費用について

契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)に応じてご契約の締結に必要な費用を差し引きます。

被保険者の契約年齢	ご契約の締結に必要な費用
40~69歳	3.00%
70~79歳	1.50%
80~84歳	1.00%
85~90歳	1.00%

【積立利率・追加率について】

- 積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大 1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいい、追加率は追加額を計算する際の利率をいいます。積立利率・追加率は、積立利率更改日に更改されます。



定期支払コース

(ご契約時に定期支払特約の付加が必要となります)
※定期支払特約は中途付加することはできません。

うけとる 定期支払金額が指定口座に振り込まれます。

- 定期支払金額は、毎年、ご契約の際に指定された口座に自動的に振り込まれます。



■定期支払金額 (契約日～積立利率更改日)
定期支払金額(追加額と同額)は、つぎのとおり計算します。

$$\text{基本保険金額} \times \text{追加率}$$

■積立金額 (契約日～積立利率更改日)
将来の死亡保険金をお支払いするために積み立てている金額で、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算されます。

つかう 振り込まれたお金を使えます。

- 定期支払金額は、必要な出費に充てることや旅行や趣味などに使うことができます。



定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が、「所得税(雑所得)+住民税」の対象となります。
くわしくは P.10 をご覧ください。

のこす 誰にのこすか決めておくことができます。

- あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金で速やかに受け取れるので、相続税の納税資金や葬儀費用等の当座資金としてつかうことができます。
- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、死亡保険金は、 $[500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}]$ までが非課税扱となります。くわしくは P.24 「注意喚起情報 11 税金のお取扱いについて」をご覧ください。



仕組図(イメージ) 仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

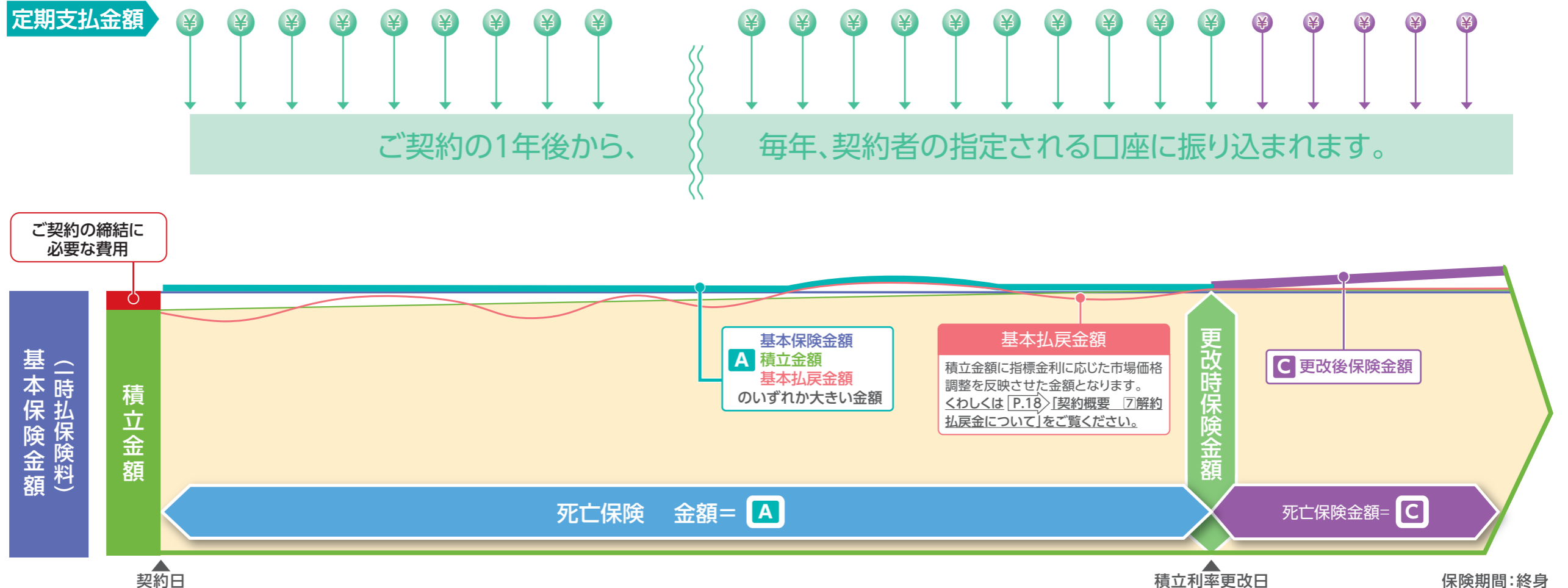
ご契約の締結に必要な費用について

契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)に応じてご契約の締結に必要な費用を差し引きます。

被保険者の契約年齢	ご契約の締結に必要な費用
40～69歳	3.00%
70～79歳	1.50%
80～84歳	1.00%
85～90歳	1.00%

【積立利率・追加率について】

●積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいい、追加率は定期支払金額を計算する際の利率をいいます。積立利率・追加率は、積立利率更改日に更改されます。



※定期支払特約を付加された場合、累積追加額は常に0となるため、累積追加額は表示していません。

介護年金を受け取ることもできます。

- 「介護年金支払移行特約」を付加した場合、特約を付加した日から1年後の契約応当日以後、被保険者が公的介護保険制度の「**要介護1**」以上に認定された際に、解約払戻金を原資として死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたって受け取ることもできます。
- 死亡一時金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金として受取れます。そのためお支払事由が生じた介護年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資(解約払戻金)を下回ることはありません。**
- 死亡一時金保証期間中に限り、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を**一括で受け取ることもできます。**
- 指定代理請求特約を付加していただくことにより、介護年金の受取人である被保険者が介護年金を請求できない「特別な事情」があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が介護年金または介護年金の一括受取を請求し、指定代理請求人の口座に振り込む*こともできます。**

*指定代理請求人の口座振込には、指定代理請求人の住民票等の公的書面の提出が必要です。
 ※介護年金の一括受取をされた場合、ご契約は消滅します。
 ※指定代理請求特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

⚠年金原資は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

要介護1

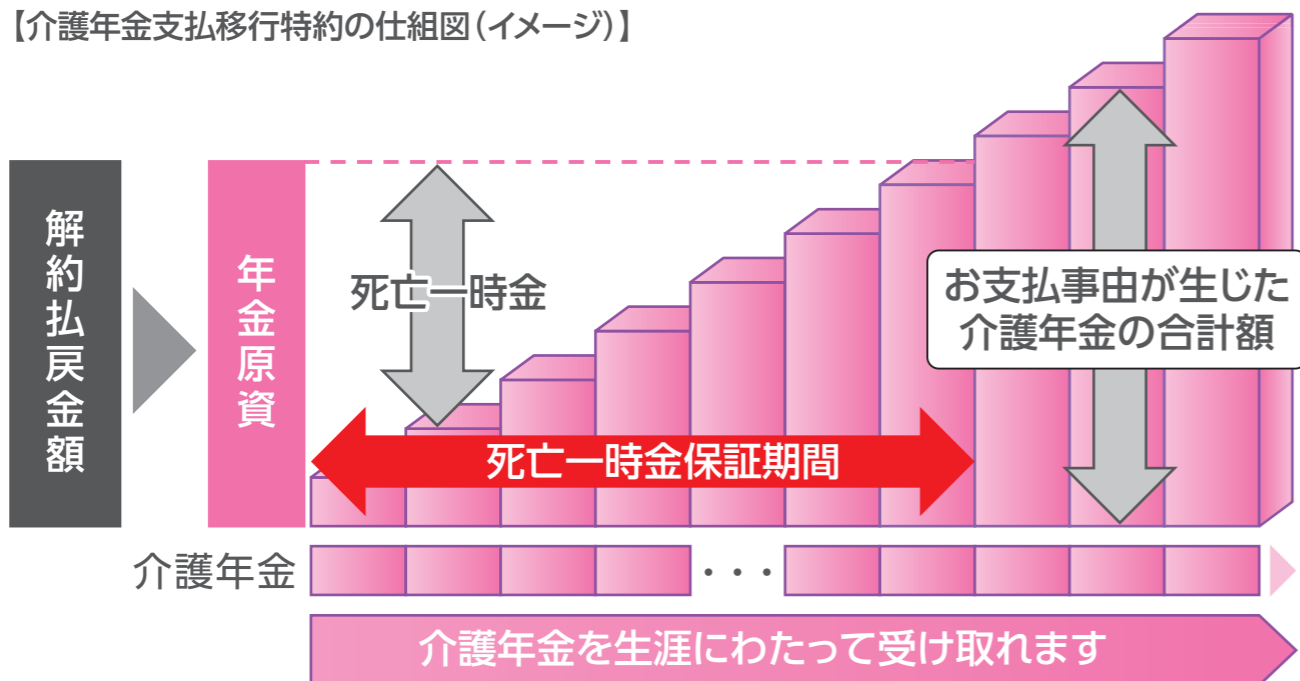
要介護認定の目安

- 食事や排泄など、時々介助が必要。
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。



出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年 GO! (2016年7月改訂)」よりT&Dフィナンシャル生命作成

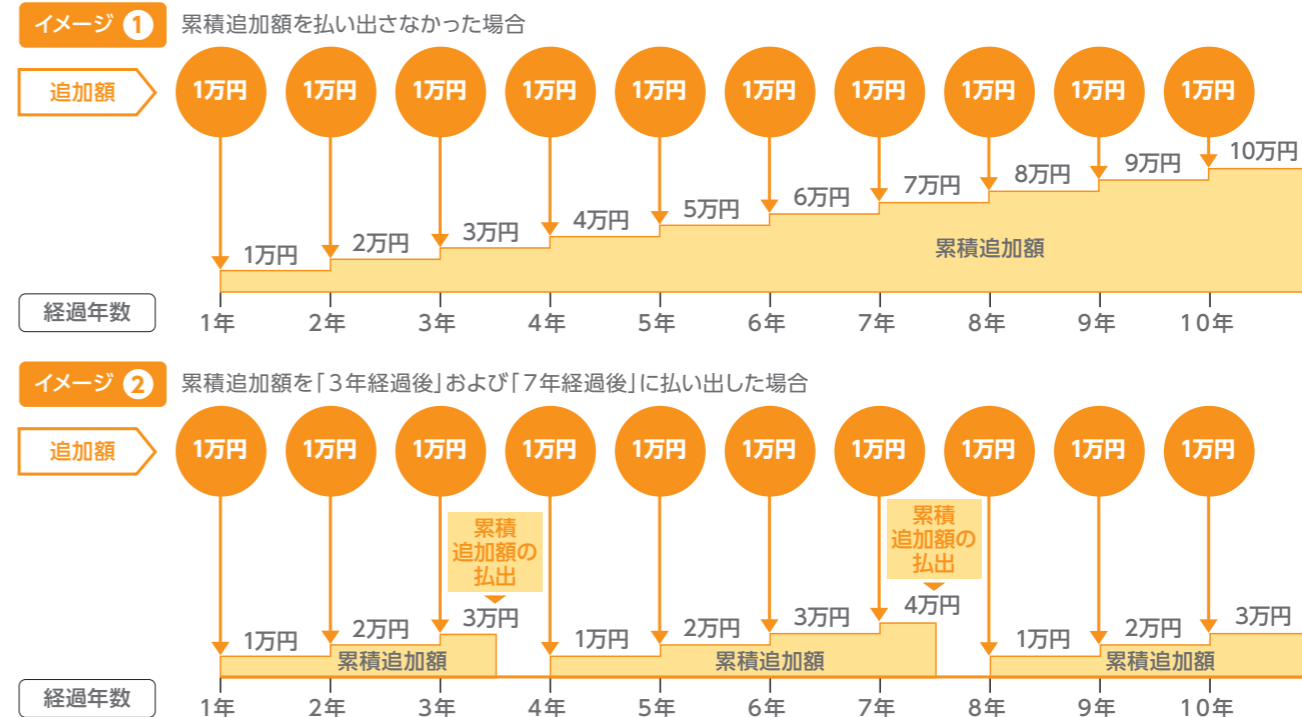
【介護年金支払移行特約の仕組図(イメージ)】



追加額のイメージ 積立コース

下記は、前提条件を基に試算した積立コースの場合の追加額および累積追加額の推移を表しています。

【前提条件】 ●期間：契約日から10年後の契約応当日まで ●基本保険金額：1,000万円 ●追加率：0.1%



※経過年数とは契約日から経過した年数(例えば、経過年数1年とは契約日から1年経過後の契約応当日)をいいます。

- 例示の数値は仮定に基づくものであり、この保険の内容・特性をご理解いただくために記載しています。将来の追加額および累積追加額のお支払金額を保証・示唆するものではありませんので、ご注意ください。
- 累積追加額は追加額の累計を表示しており、実際にはT&Dフィナンシャル生命所定の率を適用して経過年月数により計算されるため例示の数値とは異なります。

累積追加額の払出のお手続きについて 積立コース

- 累積追加額はその全部の金額をいつでも払い出すことができます(払出ごとに所定のお手続きが必要となります)。

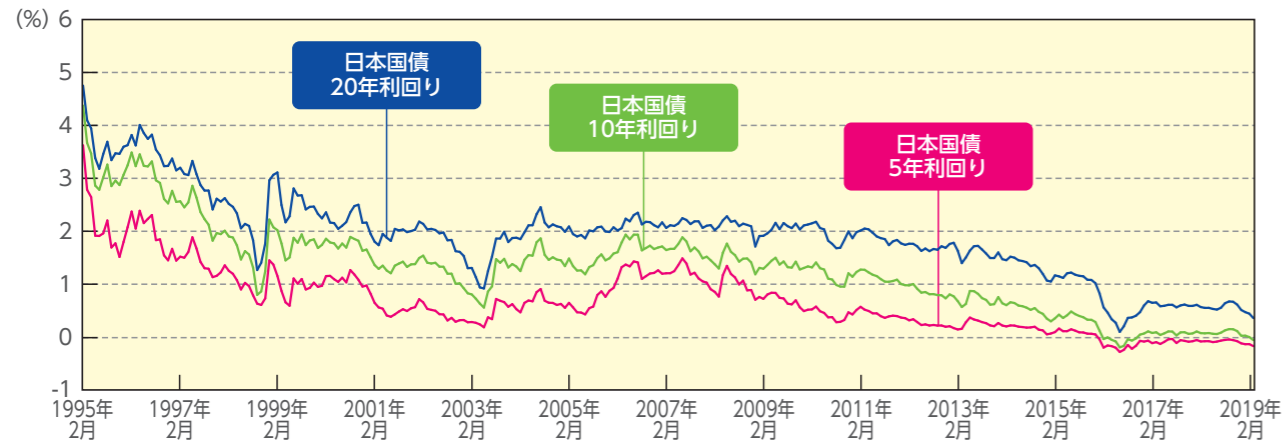
累積追加額の一部を払い出すことはできません。

- ご確認ください** 毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」に記載されている累積追加額のご確認ください。
※累積追加額がない場合は払い出すことができません。
- ご提出ください** 「ご契約内容のお知らせ」に同封されている累積追加額の払出の請求書類にご記入のうえ、必要な書類とともにご提出ください。
※累積追加額の払出に必要な書類については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- お受取** 請求書類にご記入いただきましたご指定の口座へ送金させていただきます。

- 「ご契約内容のお知らせ」は毎年の契約応当日以降にお送りいたします。
- T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターへ書類を請求いただく方法もお取扱いたします。

日本国債利回りの月次推移

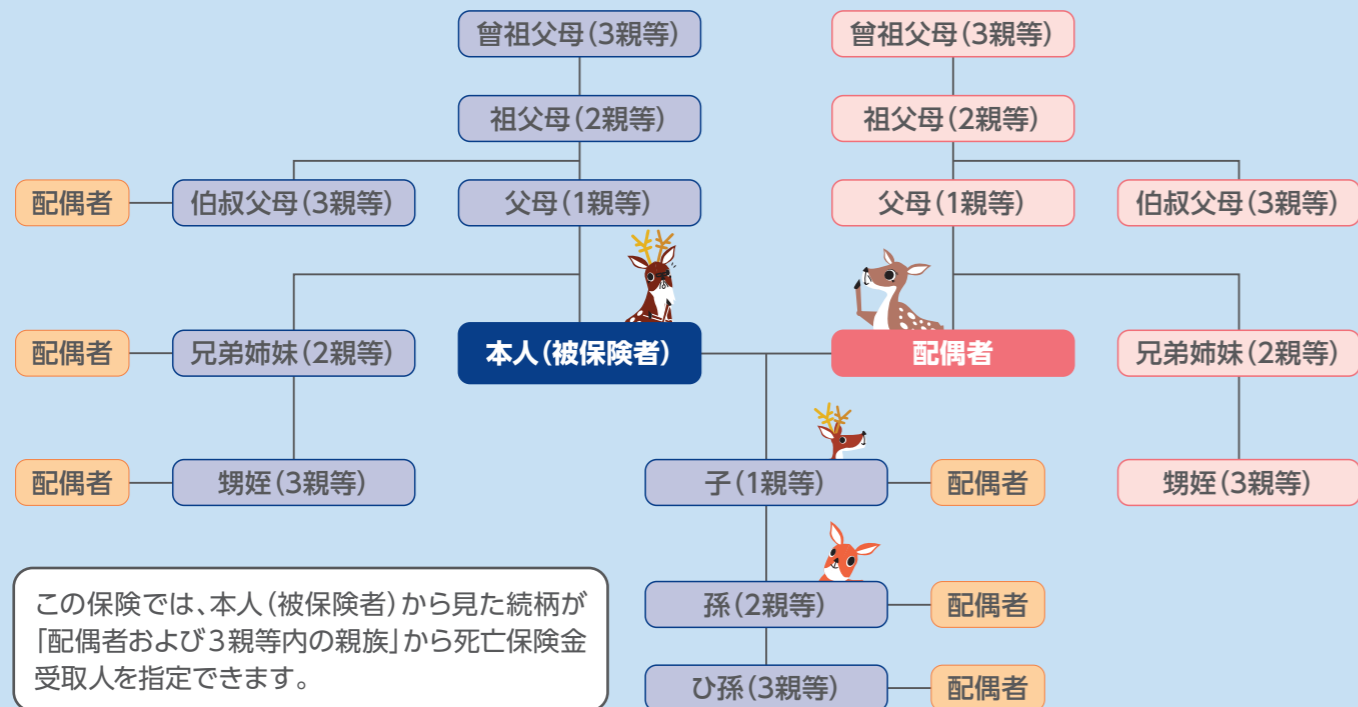
日本国債利回りの月次推移(1995年2月末～2019年3月末)



出所: BloombergのデータよりT&Dフィナンシャル生命作成

上記データは過去のものであり、**将来の動向を示唆、保証するものではありません。**

【ご参考】家系図(配偶者および3親等内の親族)



累積追加額の払出・定期支払金額の税務について

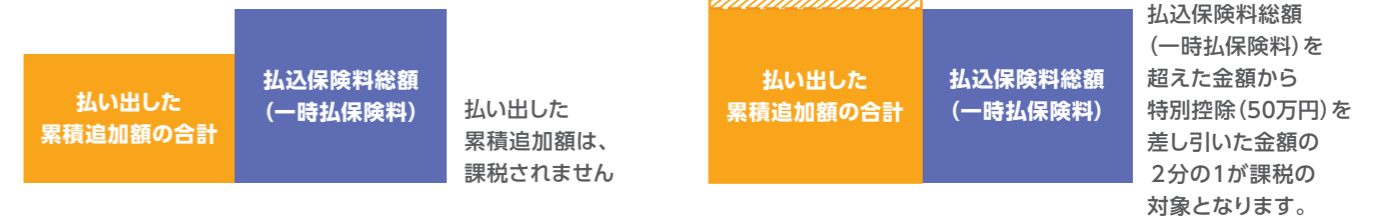
【累積追加額の払出の税務】 積立コース

- 払い出した累積追加額は、「**所得税(一時所得) + 住民税**」の対象となります。
- 累積追加額を払い出した場合の一時所得は、「払い出した累積追加額の合計 - 払込保険料総額(一時払保険料)」を基に計算しますので、課税のお取扱はつぎのとおりとなります。

①課税されない場合	払い出した累積追加額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えるまでは課税されません。
②課税の対象となる場合	払い出した累積追加額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えた場合は、払込保険料総額(一時払保険料)を超えた金額から特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

【イメージ】

- ①課税されない場合 (払い出した累積追加額の合計 ≤ 払込保険料総額)
- ②課税の対象となる場合 (払い出した累積追加額の合計 > 払込保険料総額)



【定期支払金額の税務】 定期支払コース

- 定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が、「**所得税(雑所得) + 住民税**」の対象となります。
- 必要経費はつぎのとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \text{必要経費率} = \frac{\text{一時払保険料}}{\text{定期支払金額受取予定総額} + \text{第1回定期支払日の死亡保険金額}}$$

なお、定期支払金額受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命*を用いて算出します。必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。

*所得税法施行令別表に定める余命年数

ご参考 定期支払金額の課税の計算例

【前提】 男性60歳、一時払保険料: 1,000万円、第1回定期支払日の死亡保険金額: 1,010万円、定期支払金額: 10万円の場合

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{定期支払金額} - \text{必要経費} \\ &= 100,000\text{円} - 84,000\text{円} \\ &= 16,000\text{円} \end{aligned} \quad \begin{aligned} \text{必要経費} &= 100,000\text{円} \times \left[\frac{1,000\text{万円}}{190\text{万円}(10\text{万円} \times 19\text{年}) + 1,010\text{万円}} \right] \\ &= 84,000\text{円} \end{aligned}$$

※記載の内容は解約・減額があった場合を想定していません。

税制については、2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。



T&Dフィナンシャル生命の充実したアフターフォロー お電話やインターネットでできるご請求・お手続きについて

●お電話やインターネットにより、つぎのサービスを提供しています。

		電話サービス	インターネットサービス	24h	…24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを停止する場合があります。
情報提供	契約内容照会				ご契約内容・保障内容 (定期的に郵送でもお知らせします。)
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更				保険契約者の届出住所の変更 (書類の郵送でもお取り扱いしております。)
	生命保険料控除証明書の再発行				生命保険料控除証明書の再発行 (10月～3月の受付となります。)
	ログインパスワード変更/ Eメールアドレス変更			24h	「インターネットサービス」の ログインパスワードとEメールアドレスの変更
	解約				ご契約の解約
書類が必要なお手続き	死亡保険金(各種給付金)請求				被保険者死亡時の保険金(給付金)請求 各種給付金の請求
	名義変更/改姓				保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
	保険証券再発行				紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更				基本保険金額の減額、 年金支払期間・年金の種類の変更など
	ID番号、 ログインパスワードの照会			24h	ID番号、ログインパスワードを お忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更/ 適用契約の変更			24h	「インターネットサービス」手続用パスワードの 変更手続き 複数契約のID番号を1つのID番号にまとめる手続き

●ご照会 ●ご利用申込* *T&Dクラブオフについては、T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。

健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program™				スマートフォンやパソコンから24時間365日、 医師に相談できるサービス等を提供します。
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート				成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスをご用意しております。
当社からのご案内を確実に受取りいただくために	第二連絡先登録制度				当社からのご案内を確実に受取りいただくために「第二連絡先」を登録いただける制度です。
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ				国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
くわしくは当社ホームページ (<https://www.tdf-life.co.jp>) をご覧ください。



健康相談・健康サポート

M3 Patient Support Program™

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 皆様の健康相談・健康サポートにお役立ていただけるサービスをご用意しております。
- ※「M3 Patient Support Program™」は、国内27万人以上の医師が登録するWebサイトを運営するエムスリー株式会社が提供するサービスです。



判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス

成年後見センター・リーガルサポート

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスをご用意しております。



当社からのご案内を確実に受取りいただくために

第二連絡先登録制度

- 「第二連絡先登録制度」とは、当社からお送りする各種お手続きのご案内が届かなかった場合や災害時などでご契約者さまとの連絡が困難になった場合、当社より第二連絡先にご登録いただいたご家族あてに連絡させていただくことで、ご契約者さまにすみやかなご連絡ができるようにするための制度です。



健康増進・オフタイム充実コンテンツ

T&Dクラブオフ

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 皆様の健康増進・オフタイムの充実にお役立ていただける下記サービスをご用意しております。

入会金・年会費 無料!	育児 育児相談ダイヤル(無料) など	介護 介護相談ダイヤル(無料) など	健康 人間ドックの割引提供 など	暮らし全般 法律・税務の相談ダイヤル(無料) など	レジャー 国内外宿泊施設の割引提供 など
-----------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	------------------------------	-------------------------

T&Dクラブオフについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約締結前交付書面(契約概要)

契約締結前交付書面 (契約概要)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について


- 商号 …………… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …………… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ **0120-302-572**
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この商品の仕組みについて

- 「生涯プレミアムジャパン4」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- この保険は積立利率更改日を基準として、対象となる指標金利、積立利率、追加率等が変更されます。積立利率更改日について、くわしくは [P.17](#) 「[契約概要](#) [5](#) [ご契約の引受条件について](#)」をご覧ください。

被保険者の 契約年齢	対象となる指標金利	
	契約日～積立利率更改日の前日	積立利率更改日以後
40～79歳	日本国債20年利回り	日本国債5年利回り
80～90歳	日本国債10年利回り	

- 被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡保険金をお支払いいたします。死亡保険金のお支払金額について、くわしくは [P.16](#) 「[契約概要](#) [3](#) [保障内容について](#)」をご覧ください。

 ●解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

積立利率・追加率について

- 積立利率・追加率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に積立利率・追加率が変更となった場合、変更後の積立利率・追加率が適用されます。
- 積立利率は対象となる指標金利を用いて、T&Dフィナンシャル生命の定める方法で計算した平均値に最大1.5%を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、被保険者の契約年齢・性別によって定められるご契約の維持等に必要の費用を差し引いて設定されます。
- 追加率は対象となる指標金利を用いて、T&Dフィナンシャル生命の定める方法で計算した平均値を基に設定されます。

基本保険金額、積立金額、基本払戻金額について

- ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
- 積立金額は、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて、経過年月日数により計算された金額となります。適用される積立利率は、つぎのとおりとなります。

契約日から積立利率更改日の前日まで	積立利率更改日以後
契約日の積立利率	積立利率は0%となります

- 基本払戻金額は、積立金額に対象となる指標金利に応じた市場価格調整を反映させた金額となります。

確定保険金額、追加額について

- 確定保険金額は、毎年の契約応当日ごとに加算される追加額およびT&Dフィナンシャル生命の所定の率を適用して、経過年月数により計算された金額となります。
- 追加額は、つぎのとおりとなります。

契約日から積立利率更改日の前日まで	積立利率更改日以後
毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に追加率を乗じた金額	毎年の契約応当日の前日の更改時保険金額に追加率を乗じた金額

また、適用される追加率は、つぎのとおりとなります。

契約日から積立利率更改日の前日まで	積立利率更改日以後
契約日の追加率	積立利率更改日の追加率

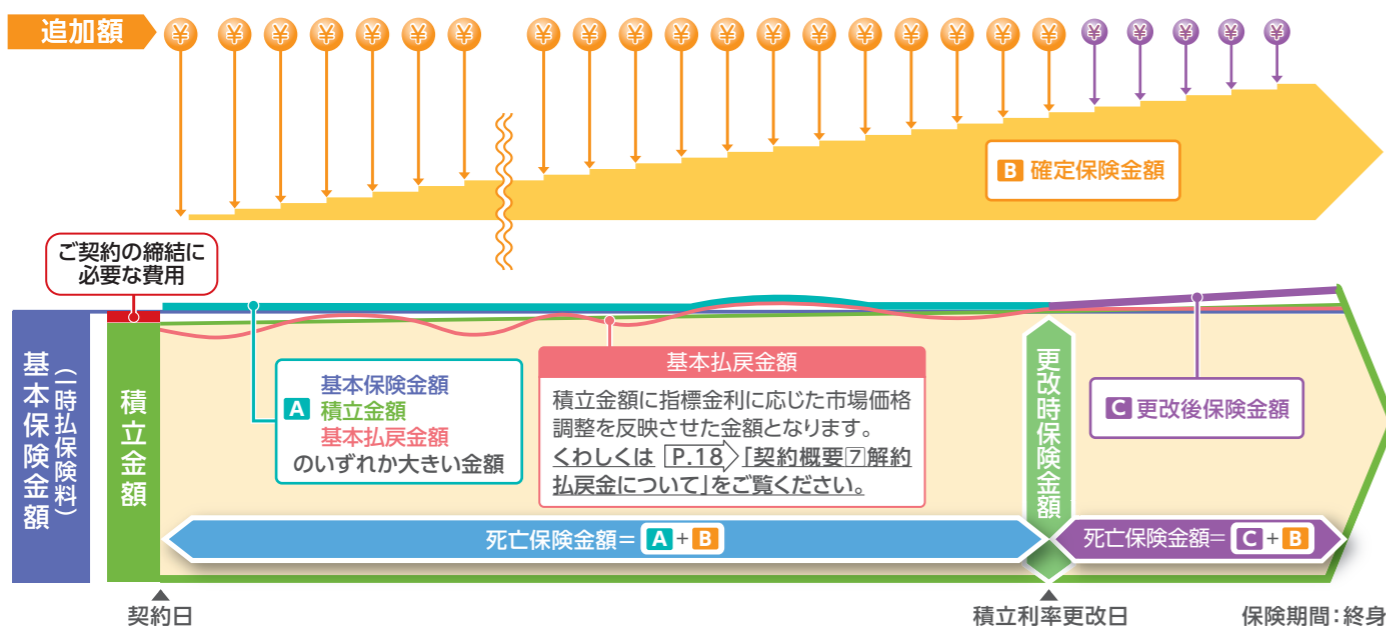
- 更改後の追加率は**更改前の追加率を下回る可能性があります。**

更改時保険金額、更改後保険金額について

- 積立利率更改日の更改時保険金額は、積立利率更改日の積立金額と同額となります。
- 更改後保険金額は、更改時保険金額に年率0.1%の利率を適用して、経過年月日数により計算された金額になります。

仕組図(イメージ) ～積立コース～

仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	契約日から積立利率更改日の前日まで	被保険者が死亡された日の基本保険金額、積立金額、基本払戻金額のいずれか大きい金額と確定保険金額*の合計額
		積立利率更改日以後	被保険者が死亡された日の更改後保険金額と確定保険金額*の合計額

*定期支払コース(定期支払特約付加)の場合、確定保険金額は常に0となります。

- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、告知義務違反の場合等は、死亡保険金のお支払ができない場合があります。
くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

4 付加できる主な特約について

名称	概要
定期支払特約 (ご契約時に付加可能)	●定期支払コースを選択される場合、この特約を付加することにより、追加額と同額の定期支払金額を毎年、契約者の指定される口座にお支払いします。そのため、確定保険金額は常に0となります。
介護年金 支払移行特約* (ご契約時もしくは中途付加可能)	●この特約を付加することにより、特約を付加した日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定され、介護年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部を原資として将来の保険金等に代えて、介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。
年金支払移行特約 (I型) (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます(この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません)。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	●この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは中途付加可能)	●この特約を付加することにより、保険金等の受取人である被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として、保険金等を請求することができます。

*死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

5 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	40～69歳	70～79歳	80～84歳	85～90歳
積立利率更改日	契約日から 30年後の 契約応当日	契約日から 25年後の 契約応当日	契約日から 20年後の 契約応当日	契約日から 15年後の 契約応当日
基本保険金額(一時払保険料)	300万円以上、5億円以下(1,000円単位)*			
保険料払込方法	一時払			
保険期間	終身			

*同一の被保険者について、基本保険金額はこの「生涯プレミアムジャパン4」(既に入力されているこの保険を含みます)、T&Dフィナンシャル生命所定の他の保険を通算して5億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。

- 一時払保険料等、具体的なお契約の内容については、「契約申込書」に記入*していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。
 - 積立利率・追加率は契約日、被保険者の年齢・性別によって異なりますので、「設計書」にて必ずご確認ください。
- *電磁的方法による場合は申込画面への入力。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 解約払戻金について

- この保険は解約・減額をすることができます。
- 解約の場合の解約払戻金額は、解約日における基本払戻金額と確定保険金額*の合計となります。
- 一部解約(基本保険金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における基本保険金額の減額部分に相当する基本払戻金額となります。
- 契約日から積立利率更改日の前日までの基本払戻金額は、積立金額を対象とする指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を反映させた金額となります。具体的には、積立金額に「1-市場価格調整率」を乗じて計算します。
- 積立利率更改日以後の基本払戻金額は、積立金額に「1-市場価格調整率」を乗じて計算しますが、積立利率更改日以後の市場価格調整率は0となるため、基本払戻金額は積立金額と同額となります。

*定期支払コース(定期支払特約付加)の場合、確定保険金額は常に0となります。

●市場価格調整率の適用により、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

ご参考 解約払戻金額の計算方法(解約の場合)

$$\text{解約払戻金額} = \text{基本払戻金額} + \text{確定保険金額}^*1$$

$$\text{基本払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+B}{1+(Z+0.25\%)} \right)^{\frac{\text{月数}^*2}{12}}$$

B: ご契約に適用されている積立利率
Z: 解約日におけるT&Dフィナンシャル生命の定める利率

※約款上、(Z+0.25%)はAと記載されておりますが、この資料では(Z+0.25%)と表示しております。なお、上記表示の相違により市場価格調整率等が相違することはありません。

- *1 定期支払コース(定期支払特約付加)の場合、確定保険金額は常に0となります。
- *2 解約日から積立利率更改日の前日までの月数(1ヵ月未満の端数は切り上げます)に被保険者の契約年齢・性別に応じた期間係数を乗じた値。

被保険者の 契約年齢	期間係数	
	男性	女性
40～69歳	0.70	0.85
70～79歳	0.40	0.55
80～84歳	0.35	0.45
85～90歳	0.35	0.45

8 諸費用について

- ご契約の締結や維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.20「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面 (注意喚起情報)

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

⚠ この保険に係わる費用はつぎの合計となります

	項目	費用				
		被保険者の 契約年齢	40～ 69歳	70～ 79歳	80～ 84歳	85～ 90歳
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	一時払保険料に対して	3.00%	1.50%	1.00%	1.00%
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「確定保険金額に関する費用」を控除したうえで定めております。 したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。				
年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% の範囲内で定める率*				

* 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

⚠ 解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

7 この保険は生命保険であり、預金ではありません

この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- 新たにお申込のご契約について、被保険者の職業等によりお断りする場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す（復旧）取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

9 この保険にはつぎのようなリスクがあります

この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。

解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

10 借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません

保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません。

11 税金のお取扱について

- 払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 解約をした場合
解約払戻金と払込保険料残額との差額（解約差益）に対し、所得税（一時所得）および住民税が課税されます。
- 確定保険金額の払出（積立コース）
 - 払い出した確定保険金額は所得税（一時所得）+住民税の対象となります。
 - 確定保険金額の払出にかかわる所得税（一時所得）は、「確定保険金額－必要経費－特別控除（50万円）」を基に計算します。
 - 必要経費は払い出した確定保険金額に相当する保険料となり、払込保険料残額が限度となります。
 - よって、払込保険料残額の限度内で確定保険金額の払出を行なう場合は課税されません。
 - 払込保険料残額を超える確定保険金額の払出を行なう場合は、払い出した確定保険金額から払込保険料残額と特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

- 定期支払金額（定期支払コース）
 - 定期支払金額は所得税（雑所得）+住民税の対象となります。
 - 定期支払金額にかかわる所得税（雑所得）は、「定期支払金額－必要経費」を基に計算します。
 - 必要経費はつぎのとおり計算された金額となります。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \text{必要経費率} = \frac{\text{一時払保険料}}{\text{定期支払金額受取予定総額} + \text{第1回定期支払日の死亡保険金額}}$$

なお、定期支払金額受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命*を用いて算出します。必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。

*所得税法施行令別表に定める余命年数

※払込保険料残額とは基本保険金額（一時払保険料）から、必要経費の合計額を差し引いた金額（負の場合はゼロ）のことをいいます。

※記載の内容は基本保険金額の減額があった場合を想定していません。

■死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）」まで非課税となります。

■年金（介護年金支払移行特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約を付加した場合）
年金は所得税（雑所得）+住民税の対象となります。

※介護年金支払移行特約を付加した場合、死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

12 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

 **0120-302-572**

■この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、(一社)生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンターまでご照会ください。

13 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター(TEL:0120-302-572)にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

14 積立利率・追加率について

■積立利率・追加率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に積立利率・追加率が変更となった場合、変更後の積立利率・追加率が適用されます。

■積立利率は対象となる指標金利を用いて、T&Dフィナンシャル生命の定める方法で計算した平均値に最大1.5%を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、被保険者の契約年齢・性別によって定められるご契約の維持等に必要な費用を差し引いて設定されます。

■追加率は対象となる指標金利を用いて、T&Dフィナンシャル生命の定める方法で計算した平均値を基に設定されます。

※契約日の積立利率・追加率の具体的な数値は「設計書」にてご確認ください。また、積立利率更改日以後の積立利率・追加率の設定方法について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**



「積立利率・追加率」は契約日、被保険者の契約年齢・性別によって異なりますので、「設計書」にて必ずご確認ください。